

平成18年6月14日

株主各位

東京都品川区東五反田二丁目17番2号

東芝テック株式会社

取締役社長 前田義廣

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、平成18年6月28日（水曜日）までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印の上、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都品川区東五反田二丁目17番2号
オーバルコート大崎 マークイースト
当社本社 2階 会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第81期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
2. 第81期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 第81期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役全員任期満了につき7名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営業報告書

[自 平成17年4月1日  
至 平成18年3月31日]

### I. 営業の概況

#### 1. 企業集団の営業の経過及び成果

当期のわが国経済は、個人消費及び設備投資が堅調であったことから、景気は回復基調で推移いたしました。

また、海外の景気については、米国及び欧州は底堅く推移し、アジアでは拡大いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループは、中期経営計画の基本方針である「バランスのとれたグローバル企業の確立」の達成に向けて、新POSターミナルの市場投入やデジタル複合機のラインアップ拡充等による商品力の強化、調達コストの低減・設計の標準化等によるコスト競争力の強化、直系販売網の拡充による販売力の強化等に鋭意努めてまいりました。

売上高につきましては、POSシステム及びデジタル複合機が伸長するとともに、東芝アメリカビジネスソリューション社を連結子法人等としたことなどから、前期比18%増の4,434億1百万円となりました。損益面につきましては、画像情報通信事業における特定顧客向け機器の売上減少や、市場での価格競争の激化等のマイナス要因がありましたが、POSシステム及びデジタル複合機の伸長等により、営業利益は前期比6%増の171億57百万円、経常利益は前期比3%増の148億4百万円となり、東芝アメリカビジネスソリューション社を連結子法人等にしたことなどによる税効果会計及び少数株主利益の一過性の影響等から、当期純利益は前期比5%減の60億33百万円となりました。

各事業の営業の状況は次のとおりであります。

事業別 売上高及び構成比

| 事業区分     | 前期<br>〔自 平成16年4月<br>至 平成17年3月〕 |         | 当期<br>〔自 平成17年4月<br>至 平成18年3月〕 |         | 前期比増減        |        |
|----------|--------------------------------|---------|--------------------------------|---------|--------------|--------|
|          | 金額                             | 構成比     | 金額                             | 構成比     | 増減額          | 増減率    |
| 流通情報システム | 百万円<br>166,878                 | %<br>44 | 百万円<br>173,687                 | %<br>39 | 百万円<br>6,809 | %<br>4 |
| 画像情報通信   | 200,473                        | 52      | 263,564                        | 58      | 63,091       | 31     |
| 家電他      | 15,864                         | 4       | 15,143                         | 3       | △721         | △5     |
| 計        | 383,216                        | 100     | 452,396                        | 100     | 69,180       | 18     |
| 消去       | △7,029                         | —       | △8,994                         | —       | △1,965       | —      |
| 合計       | 376,187                        | —       | 443,401                        | —       | 67,214       | 18     |

(注) 上記表及び以下に記載する事業別売上高は、事業間の売上消去前にて表示しております。

(1) 流通情報システム事業

POSシステム、電子レジスター、計量器、バーコードシステム、OA機器等の流通情報システム機器並びにサプライ商品を取り扱っている流通情報システム事業は、主力市場である流通小売業界が個人消費の回復を背景として復調の兆しを見せる中で、新POSターミナルの投入、コスト競争力及び営業力の強化等に鋭意注力いたしました。

主力のPOSシステムは、国内において量販店向けシステム・専門店向けシステムがともに伸長したことから、売上は増加いたしました。

バーコードシステム及びサプライ商品は、概ね堅調に推移いたしました。

この結果、流通情報システム事業の売上高は、前期比4%増の1,736億87百万円となりました。

## (2) 画像情報通信事業

デジタル複合機、複写機、ファクシミリ等の画像情報通信機器及び専用端末機等を取り扱っている画像情報通信事業は、市場での競合他社との価格競争の激化が進む厳しい事業環境の中で、新商品の開発・投入、直系販売網の拡充、コスト競争力の強化等に鋭意注力いたしました。

主力のデジタル複合機は、北米等を中心に堅調に推移したことに加え、東芝アメリカビジネスソリューション社等を連結子法人等にしたことなどから、売上は大幅に伸長いたしました。

その他の商品は、産業用インクジェットプリントヘッド及び実装基板等が伸長しましたが、専用端末機等が需要の端境期の影響を受けたことから、売上は減少いたしました。

この結果、画像情報通信事業の売上高は、前期比31%増の2,635億64百万円となりました。

## (3) 家電事業他

クリーナー、健康機器、調理機器、小型モーター等の家電製品を取り扱っている家電事業他は、成熟市場で競合他社との販売競争が続く厳しい事業環境下にあって、新商品の市場投入、コスト競争力の強化等に鋭意注力いたしました。

主力のクリーナーは、通期の売上は減少しましたが、競争力ある新商品の市場投入、拡販に注力したことから、期後半は順調に推移いたしました。

その他の商品は、小型モーターが伸長しましたが、売上は減少いたしました。

この結果、家電事業他の売上高は、前期比5%減の151億43百万円となりました。

当期の営業の状況は以上のとおりであります。

## 2. 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済は、引き続き個人消費、設備投資及び輸出が堅調に推移し、回復基調で推移するものと予想されます。

また、海外の景気については、米国は底堅く推移し、欧州は緩やかな回復基調で推移し、アジアでは引き続き拡大するものと予想されます。

このような状況下にあって、当社グループは、利益ある持続的成長のために、「バランスのとれたグローバル企業の確立」を目指して、新商品の開発・投入、コスト競争力の強化、直系販売網の拡充、周辺分野・有望市場への進攻、資産の効率化等、経営基盤の一層の強化に、グループ一丸となって取り組む所存でございます。

また、平成18年度（第82期）においては、以下をはじめとした各種施策を実施し、社業の発展に努めてまいりますので、株主の皆さまには格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・流通情報システム事業の営業力強化

P O S システム、バーコードシステム及びその関連商品の拡販に向けて、商品力の強化・拡充に加え、国内での直販営業力の強化を図るとともに、海外での代理店網の拡充などにより、事業規模の更なる拡大に努めてまいります。

- ・画像情報通信事業の事業基盤強化

フルカラー高速デジタル複合機等の戦略的商品の開発・投入、ブラジル、ロシア、インド、中国など新興市場への更なる注力、主要部品の内製化推進等のコスト競争力強化などにより、更なる拡販、収益力の改善を図ってまいります。

- ・家電事業の更なる体質改善

クリーナーの商品力強化を図り、顧客ニーズを捉えた新商品の市場投入を継続するとともに、コスト競争力の強化などにより、収益体質の更なる改善に注力してまいります。

### **3. 企業集団の設備投資の状況**

当期において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は110億37百万円（前期比27%増）であり、その主なものは次のとおりであります。

①当期中に完成した主要設備

- ・画像情報通信事業

デジタル複合機製造拠点の拡充（東芝複写機深圳社）

②当期において進行中の主要設備の新設・拡充

- ・画像情報通信事業

部品製造拠点の拡充（東芝テック香港調達・物流サービス社）

カラートナー製造設備の拡充（当社三島事業所及び東芝アメリカビジネスソリューション社）

### **4. 企業集団の資金調達の状況**

当社グループは、設備投資等に自己資金を充当しており、当期において増資及び社債発行等の特別な資金調達は行っておりません。

## 5. 企業集団及び当社の業績及び財産の状況の推移

当期並びに過去3年間の業績及び財産の状況につきましては、下記のとおり推移いたしました。

### (1) 企業集団の業績及び財産の状況の推移

| 区分            | 平成14年度<br>第78期 | 平成15年度<br>第79期 | 平成16年度<br>第80期 | 平成17年度<br>第81期<br>(当期) |
|---------------|----------------|----------------|----------------|------------------------|
| 売上高(百万円)      | 341,667        | 355,112        | 376,187        | 443,401                |
| 経常利益(百万円)     | 9,112          | 12,252         | 14,431         | 14,804                 |
| 当期純利益(百万円)    | 3,947          | 7,990          | 6,347          | 6,033                  |
| 1株当たり当期純利益(円) | 13.57          | 28.16          | 22.44          | 21.40                  |
| 総資産(百万円)      | 247,671        | 256,310        | 270,055        | 323,475                |
| 純資産(百万円)      | 114,863        | 116,218        | 119,778        | 128,065                |

### (2) 当社の業績及び財産の状況の推移

| 区分            | 平成14年度<br>第78期 | 平成15年度<br>第79期 | 平成16年度<br>第80期 | 平成17年度<br>第81期<br>(当期) |
|---------------|----------------|----------------|----------------|------------------------|
| 売上高(百万円)      | 241,201        | 245,288        | 257,509        | 253,930                |
| 経常利益(百万円)     | 4,960          | 7,065          | 8,314          | 9,111                  |
| 当期純利益(百万円)    | 2,332          | 3,528          | 4,054          | 6,966                  |
| 1株当たり当期純利益(円) | 7.99           | 12.41          | 14.33          | 24.84                  |
| 総資産(百万円)      | 181,220        | 187,526        | 198,634        | 197,814                |
| 純資産(百万円)      | 104,044        | 103,844        | 105,248        | 110,494                |

## II. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

### 1. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、流通情報システム、画像情報通信及び家電他の各事業区分により、下記の商品の開発、製造、販売及び保守サービスを主たる事業としております。

| 事業区分     | 主要取扱商品                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 流通情報システム | POSシステム<br>量販店本部・店舗向けシステム、ショッピングセンター向けシステム、コンビニエンスストア向けシステム、百貨店向けシステム、専門店向けシステム、飲食店向けシステム、ビジネスソリューション<br>電子レジスター<br>各種専門店及び一般小売店向けレジスター<br>計量器<br>商業用電子料金はかり、電子計量値付ラベルプリンタ<br>バーコードシステム<br>バーコードシステム、二次元コードシステム<br>OA機器<br>事務用コンピュータ、パーソナルコンピュータ、電子黒板<br>サプライ<br>流通情報システム機器関連消耗品 |
| 画像情報通信   | 画像情報通信機器<br>デジタル複合機、デジタルフルカラー複合機、アナログ複写機、普通紙ファクシミリ、機器リモート管理システム、ドキュメントソリューション<br>専用端末機等<br>特定顧客向け窓口端末機・各種端末機・プリンタ<br>インクジェットプリントヘッド<br>産業用・工業用用途インクジェットプリントヘッド<br>部品<br>回路基板、電源ユニット、金型                                                                                           |
| 家電他      | クリーナー<br>キャニスタータイプ、ステイックタイプ、ハンディータイプ、業務用タイプ<br>健康機器等<br>各種エアー式マッサージ機、ジューサー・ミキサー、フードプロセッサー、小型モーター                                                                                                                                                                                 |

## 2. 株式の状況

### (1) 発行する株式の総数

1,000,000,000株

### (2) 発行済株式の総数及び資本の額

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 発行済株式総数 | 288,145,704株    |
| 資本の額    | 39,970,816,102円 |

### (3) 株主総数

19,302名

### (4) 大株主

| 株主名                             | 持株数           | 議決権比率      | 当社の大株主への出資状況 |        |
|---------------------------------|---------------|------------|--------------|--------|
|                                 |               |            | 持株数          | 出資比率   |
| 株式会社東芝                          | 千株<br>131,741 | %<br>47.61 | 千株<br>—      | %<br>— |
| 東芝コンシューマーメディアテクノロジーズ株式会社        | 12,396        | 4.48       | —            | —      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)       | 9,468         | 3.42       | —            | —      |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)         | 7,180         | 2.59       | —            | —      |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505019 | 5,350         | 1.93       | —            | —      |
| 日本興亜損害保険株式会社                    | 4,532         | 1.64       | —            | —      |
| 第一生命保険相互会社                      | 3,643         | 1.32       | —            | —      |
| 三井住友海上火災保険株式会社                  | 2,938         | 1.06       | —            | —      |
| 東京海上日動火災保険株式会社                  | 2,410         | 0.87       | —            | —      |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)                 | 2,402         | 0.87       | —            | —      |

### (5) 自己株式の取得、処分等及び保有

#### ①取得株式

普通株式 131,736株

取得価額の総額 72百万円

#### ②処分株式

普通株式 3,480株

処分価額の総額 2百万円

#### ③決算期における保有株式

普通株式 9,143,293株

### 3. 従業員の状況

#### (1) 企業集団の従業員の状況

| 事 業 区 分         | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|-----------------|---------|-------------|
| 流 通 情 報 シ ス テ ム | 6,175   | 211 (増)     |
| 画 像 情 報 通 信     | 12,325  | 4,483 (増)   |
| 家 電 他           | 786     | 435 (増)     |
| 当 社 本 社 部 門     | 315     | 4 (増)       |
| 合 計             | 19,601  | 5,133 (増)   |

(注) ①従業員数は、就業人員であります。

②従業員数が前期末に比べ増加した主な要因は、東芝アメリカビジネスソリューション社等を連結子法人等としたことによるものです。

#### (2) 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数    | 前 期 末 比 増 減  | 平 均 年 齢   | 平均勤続年数    |
|------------|--------------|-----------|-----------|
| 名<br>3,972 | 名<br>230 (減) | 才<br>41.4 | 年<br>16.5 |

(注) 従業員数は、就業人員であります。

## 4. 企業結合の状況

### (1) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社東芝で、同社は当社の議決権を52.22%（内、間接保有4.61%）保有しております。

当社は、東芝グループにおいて、流通情報システム事業及び画像情報通信事業を担い、開発・製造・販売などの事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行うとともに、家電事業については、当社がクリーナー及びモーター等の開発・製造を担当し、東芝グループ会社がその販売を遂行しております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動など、株式会社東芝とは広範な事業協力関係にありますが、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。

### (2) 重要な子法人等の状況

| 会 社 名                           | 資 本 金             | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                   |
|---------------------------------|-------------------|----------|---------------------------------|
| 東 静 電 気 株 式 会 社                 | 233百万円            | 71.61%   | 電気機械器具等の製造及び販売                  |
| 株 式 会 社<br>テックプレシジョン            | 10百万円             | 100.00   | 部品・金型治工具の製造等                    |
| テックアプライアンス<br>株 式 会 社           | 150百万円            | 100.00   | 商業設備機器等の販売並びに建設工事の設計及び施工        |
| 東芝テックビジネスソリューション株式会社            | 1,100百万円          | 100.00   | 画像情報通信機器の販売等                    |
| テックエンジニアリング<br>株 式 会 社          | 200百万円            | 100.00   | 流通情報システム機器・画像情報通信機器の保守サービス等     |
| 株式会社ティーイーアール                    | 20百万円             | *        | 流通情報システム機器の保守サービス等              |
| テックインフォメーション<br>シス テ ムズ 株 式 会 社 | 140百万円            | 100.00   | 流通情報システム機器・画像情報通信機器関連ソフトウェアの開発等 |
| 東芝テック画像情報<br>シス テ ム 株 式 会 社     | 100百万円            | 100.00   | 画像情報通信機器の開発及び設計                 |
| 東芝テックヨーロッパ<br>画像情報システム社         | 25,925千ユーロ        | 100.00   | 画像情報通信機器の製造及び販売等                |
| 東 芝 複 写 機 深 圳 社                 | 67,309千香港ドル       | 86.06    | 画像情報通信機器の製造及び販売等                |
| ティムマレーシア社                       | 35,000千マレーシアリンギット | 100.00   | 画像情報通信機器の製造及び販売等                |

| 会 社 名                   | 資 本 金                | 当社の議決権比率    | 主 要 な 事 業 内 容                   |
|-------------------------|----------------------|-------------|---------------------------------|
| テックシンガポール社              | 40,000千<br>シンガポールドル  | %<br>100.00 | 画像情報通信機器・流通情報システム機器の製造、販売及び資材調達 |
| テックインドネシア社              | 1,500千<br>米ドル        | *<br>100.00 | 画像情報通信機器・流通情報システム機器の製造等         |
| 東芝テックアメリカ<br>流通情報システム社  | 7,605千<br>米ドル        | 100.00      | 流通情報システム機器の販売等                  |
| 東芝アメリカビジネスソリューション社      | 307,673千<br>米ドル      | 50.06       | 画像情報通信機器の販売等                    |
| 東芝テックヨーロッパ<br>流通情報システム社 | 3,361千<br>ユーロ        | *<br>100.00 | 流通情報システム機器の販売等                  |
| 東芝テック北欧社                | 2,400千<br>スウェーデンクローネ | 100.00      | 画像情報通信機器の販売等                    |
| 東芝テック英國<br>画像情報システム社    | 21,717千<br>スターリングポンド | 100.00      | 画像情報通信機器の販売等                    |
| 東芝テックドイツ<br>画像情報システム社   | 11,000千<br>ユーロ       | 100.00      | 画像情報通信機器の販売等                    |
| 東芝テックフランス<br>画像情報システム社  | 41,515千<br>ユーロ       | 100.00      | 画像情報通信機器の販売等                    |
| 東芝テック香港<br>調達・物流サービス社   | 2,000千<br>香港ドル       | 100.00      | 資材調達等                           |

(注) ①東芝複写機深圳社は、増資により資本金が増加いたしました。

②当社の議決権比率の内、\*印は間接保有を含めて表示しております。

### (3) 企業結合の経過及び成果

当社は、国内における画像情報通信事業の強化を図るため、当期に東芝テックビジネスソリューション株式会社を設立いたしました。

当期より、新設した東芝テックビジネスソリューション株式会社、持分法適用会社から連結子法人等に変更した東芝アメリカビジネスソリューション社及び東芝テック北欧社を、新たに重要な子法人等といたしました。

上記の重要な子法人等を含め、当期の連結子法人等は69社（前期比32社増）、持分法適用会社は1社（前期比6社減）であります。

当社グループの当期の売上高は4,434億1百万円（前期比18%増）、当期純利益は60億33百万円（前期比5%減）となりました。

## 5. 企業集団の主要拠点等

### (1) 当社

|         |                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本社      | 東京都品川区東五反田二丁目17番2号                                                                               |
| 開発・製造拠点 | 大仁事業所（伊豆の国市）、三島事業所（三島市）、秦野事業所（秦野市）                                                               |
| 販売拠点    | 東北支社（仙台市）、北関東支社（さいたま市）、東京支社（東京都品川区）、静岡支社（静岡市）、中部支社（名古屋市）、関西支社（大阪市）、中四国支社（広島市）、九州支社（福岡市）他46支店・営業所 |

### (2) 子法人等

|   |          |                                                                                                                                                                                 |
|---|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国 | 製造会社     | 東静電気株式会社（伊豆の国市）<br>株式会社テックプレシジョン（伊豆の国市）                                                                                                                                         |
|   | 販売会社     | テックアプライアンス株式会社（東京都品川区）<br>東芝テックビジネスソリューション株式会社（東京都品川区）                                                                                                                          |
|   | 保守サービス会社 | テックエンジニアリング株式会社（東京都江東区）<br>株式会社ティーイーアール（川口市）                                                                                                                                    |
| 内 | 開発会社     | テックインフォメーションシステムズ株式会社（三島市）<br>東芝テック画像情報システム株式会社（三島市）                                                                                                                            |
| 海 | 製造会社     | 東芝テックヨーロッパ画像情報システム社（フランス）<br>東芝複写機深圳社（中国）<br>ティムマレーシア社（マレーシア）<br>テックシンガポール社（シンガポール）<br>テックインドネシア社（インドネシア）                                                                       |
| 外 | 販売会社     | 東芝テックアメリカ流通情報システム社（米国）<br>東芝アメリカビジネスソリューション社（米国）<br>東芝テックヨーロッパ流通情報システム社（ベルギー）<br>東芝テック北欧社（スウェーデン）<br>東芝テック英国画像情報システム社（英国）<br>東芝テックドイツ画像情報システム社（ドイツ）<br>東芝テックフランス画像情報システム社（フランス） |
|   | 調達・物流会社  | 東芝テック香港調達・物流サービス社（中国）                                                                                                                                                           |

## 6. 主要な借入先

該当事項はありません。

## 7. 役員の状況

### (1) 取締役及び監査役

|        |                               |      |
|--------|-------------------------------|------|
| 取締役社長* | (社長執行役員)                      | 前田義廣 |
| 取締役*   | [専務執行役員、社長補佐、流通情報システムカンパニー社長] | 里深哲郎 |
| 取締役*   | [専務執行役員、社長補佐、経営企画・総務・輸出管理担当]  | 平田昌弘 |
| 取締役*   | [常務執行役員、技術本部長兼経営変革推進本部長]      | 麻田治男 |
| 取締役*   | [常務執行役員、画像情報通信カンパニー社長]        | 牛山和昭 |
| 取締役*   | (執行役員、経理部長兼経営監査部長)            | 菊池祥泰 |
| 取締役    |                               | 能仲久嗣 |
| 監査役    | [常勤]                          | 宮本照雄 |
| 監査役    | [常勤]                          | 中村憲之 |
| 監査役    | [常勤]                          | 稻塚寛  |
| 監査役    |                               | 加藤雄三 |

- (注) ①平成17年6月29日付にて、牛山和昭氏は取締役に新たに就任いたしました。  
 ②取締役 畠山泰次氏は、平成17年6月29日付にて退任いたしました。  
 ③取締役社長 前田義廣、取締役 里深哲郎の各氏は、代表取締役であります。  
 ④取締役 能仲久嗣氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。  
 ⑤監査役の中村憲之及び加藤雄三の各氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。  
 ⑥＊印を付した各氏は、( ) 内の役位、担当等を委嘱されている執行役員であります。  
 ⑦平成18年4月1日付にて、次のとおり執行役員の委嘱業務に変更がありました。

取締役 [常務執行役員、技術本部長兼イノベーション推進本部長] 麻田治男

### (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

| 区分  |       | 人 数 | 当期支払額      |
|-----|-------|-----|------------|
| 取締役 | 定額報酬  | 7名  | 百万円<br>116 |
|     | 賞与金   | 7   | 28         |
|     | 退職慰労金 | 1   | 15         |
| 監査役 | 定額報酬  | 3   | 42         |
|     | 賞与金   | 4   | 10         |
|     | 退職慰労金 | —   | —          |

- (注) 賞与金には、前期（第80期）の期中に退任した取締役1名及び監査役1名に対する賞与金が含まれております。

### (3) 執行役員

執行役員（取締役兼務者を除く）の状況は、次のとおりであります。

|        |                                           |         |
|--------|-------------------------------------------|---------|
| 常務執行役員 | 〔流通情報システムカンパニー国内営業担当、兼同東京支社長〕             | 篠塚 明彦   |
| 常務執行役員 | （画像情報通信カンパニー社長補佐、同生産統括責任者）                | 浜 中 浩   |
| 執行役員   | （流通情報システムカンパニー社長付）                        | 堀 本 昌亨  |
| 執行役員   | 〔画像情報通信カンパニー社長付（ヘッジ事業責任者兼特販営業責任者）〕        | 田 鳶 一郎  |
| 執行役員   | （テックシンガポール社取締役社長）                         | 日 良 豊   |
| 執行役員   | 〔流通情報システムカンパニーハリ事業所長兼同経営変革統括責任者（開発・製造部門）〕 | 二 宮 昌 紀 |
| 執行役員   | （生産本部長）                                   | 落 合 信 夫 |
| 執行役員   | （流通情報システムカンパニー技術長）                        | 和 田 弘   |
| 執行役員   | （家電事業推進部長）                                | 植 松 正 治 |
| 執行役員   | （画像情報通信カンパニー統括技術長）                        | 井 沢 孝 次 |
| 執行役員   | （技術本部副本部長）                                | 井 口 穂 夫 |
| 執行役員   | （流通情報システムカンパニー関西支社長）                      | 夏 目 二 郎 |
| 執行役員   | （画像情報通信カンパニーキーコンボ事業統括部長）                  | 青 木 建 夫 |
| 執行役員   | （総務部長）                                    | 齋 藤 修   |
| 執行役員   | 〔流通情報システムカンパニー営業推進統括部長兼同経営変革統括責任者（営業部門）〕  | 三 浦 敬 市 |

（注）平成18年4月1日付にて、次のとおり執行役員の委嘱業務に変更がありました。

|        |                                       |         |
|--------|---------------------------------------|---------|
| 常務執行役員 | （流通情報システムカンパニー国内営業担当）                 | 篠塚 明彦   |
| 常務執行役員 | （画像情報通信カンパニー社長補佐、同MFP事業統括部長）          | 浜 中 浩   |
| 執行役員   | （流通情報システムカンパニー社長付）                    | 夏 目 二 郎 |
| 執行役員   | 〔流通情報システムカンパニー東京支社長兼同経営変革統括責任者（営業部門）〕 | 三 浦 敬 市 |

## 8. 企業集団が会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社グループが当社の会計監査人に支払うべき報酬等の額は、次のとおりであります。

|                                                  | 支 払 額 |
|--------------------------------------------------|-------|
| ①当社グループが支払うべき報酬等の合計額                             | 38百万円 |
| ②上記①の合計額の内、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 38百万円 |
| ③上記②の合計額の内、当社が支払うべき報酬等の額                         | 38百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額はこれらの合計額を記載しております。

## III. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特に記載すべき事実はありません。

- 
- (注) ①当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第20条第2項に規定する大会社連結特例規定の適用会社に該当しますので、営業報告書は企業集団の状況で記載しております。
- ②営業報告書中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- ③営業報告書中の出資状況に係る比率は、議決権比率にて表示しております。但し、「II. 会社の概況」「2. 株式の状況」「(4) 大株主」の「当社の大株主への出資状況」に係る比率は、出資比率にて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部      |         | 負債の部            |         |
|-----------|---------|-----------------|---------|
| 科目        | 金額      | 科目              | 金額      |
| 流動資産      | 201,836 | 流動負債            | 143,144 |
| 現金及び預金    | 20,749  | 支払手形及び買掛金       | 53,430  |
| グループ預け金   | 47,025  | 短期借入金           | 33,763  |
| 受取手形及び売掛金 | 69,371  | 未払法人税等          | 2,815   |
| たな卸資産     | 47,729  | その他の            | 53,135  |
| 繰延税金資産    | 9,374   | 固定負債            | 31,907  |
| その他の      | 10,396  | 長期借入金           | 906     |
| 貸倒引当金     | △2,809  | 退職給付引当金         | 27,308  |
| 固定資産      | 121,639 | 役員退職慰労引当金       | 336     |
| 有形固定資産    | 39,871  | その他の            | 3,356   |
| 建物及び構築物   | 11,589  | 負債合計            | 175,052 |
| 機械装置及び運搬具 | 9,755   | 少数株主持分          |         |
| 工具器具及び備品  | 11,049  | 少数株主持分          | 20,357  |
| 土地        | 5,623   | 資本の部            |         |
| 建設仮勘定     | 1,853   | 科               | 目       |
| 無形固定資産    | 43,635  | 金               | 額       |
| 営業権       | 8,185   | 資本金             | 39,970  |
| 連結調整勘定    | 27,765  | 資本剰余金           | 52,986  |
| その他の      | 7,684   | 利益剰余金           | 34,539  |
| 投資その他の資産  | 38,132  | 株式等評価差額金        | 1,217   |
| 投資有価証券    | 11,243  | 為替換算調整勘定        | 2,669   |
| 繰延税金資産    | 19,484  | 自己株式            | △3,318  |
| その他の      | 7,536   | 資本合計            | 128,065 |
| 貸倒引当金     | △131    | 負債、少数株主持分及び資本合計 | 323,475 |
| 資産合計      | 323,475 |                 |         |

## 連結損益計算書

〔自 平成17年4月1日  
至 平成18年3月31日〕

(単位:百万円)

| 科 目          |               | 金 額     |         |
|--------------|---------------|---------|---------|
| 経常損益の部       | 営業収益          |         | 443,401 |
|              | 売上高           | 443,401 |         |
|              | 営業費用          |         | 426,244 |
|              | 売上原価          | 248,391 |         |
|              | 販売費及び一般管理費    | 177,853 |         |
|              | 営業利益          |         | 17,157  |
|              | 損益業外の部外       |         |         |
| 特別損益の部       | 営業外収益         |         | 2,631   |
|              | 営業外費用         |         | 4,984   |
|              | 経常利益          |         | 14,804  |
|              | 特別利益          |         | 338     |
|              | 連結調整勘定一括償却 *注 | 338     |         |
| 特別損失         | 特別損失          |         | 1,350   |
|              | 特別退職費用        | 1,290   |         |
|              | 減損損失          | 59      |         |
|              | 税金等調整前当期純利益   |         | 13,793  |
| 法人税、住民税及び事業税 |               |         | 5,130   |
| 法人税等調整額      |               |         | 488     |
| 少数株主利益       |               |         | 2,141   |
| 当期純利益        |               |         | 6,033   |

注：連結調整勘定一括償却は、米国子法人等が企業買収した際に生じた買収益であり、米国財務会計基準書第141号に基づき、特別利益に計上しているものである。

## 注記事項

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示している。

### 【連結計算書類作成のための基本となる事項】

#### 1. 連結の範囲

- (1) 連結子法人等の数 69社  
その主要な内訳は「営業報告書」の「II. 会社の概況 4. 企業結合の状況 (2) 重要な子法人等の状況」に記載のとおりである。  
なお、東芝アメリカビジネスソリューション社及びその子法人等27社については、増資したことにより、東芝テックビジネスソリューション（株）については、設立に伴い、東芝テック家電深圳社については、本格的な生産を開始したことから、東芝テック北欧社、東芝テックスイス社については、連結決算の開示内容充実の観点から、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。
- (2) 主要な非連結子法人等の名称等  
東芝テックオランダ流通情報システム社  
非連結子法人等は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の重要性が乏しいため、連結の範囲に含めていない。

#### 2. 持分法の適用

- (1) 持分法適用の非連結子法人等の数 1社  
主要な会社名  
東芝テックオランダ流通情報システム社  
東芝テックスイス社他4社は連結子法人等にしたため、または連結子法人等に合併されたため持分法適用を除外した。
- (2) 持分法適用の関連会社の数 なし  
東芝アメリカビジネスソリューション社は連結子法人等にしたため持分法適用を除外した。
- (3) 持分法を適用していない非連結子法人等（東芝テックポーランド社他）及び関連会社（アドバンスドサプライマニファクチャリング（株）他）は重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外している。

#### 3. 連結子法人等の営業年度等

連結子法人等のうち、東芝テック流通情報機器深圳社、東芝複写機深圳社、東芝テック家電深圳社及び東芝テック北欧社の決算日は12月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要取引については連結上必要な調整を行っている。

なお、その他の連結子法人等の決算日は、連結決算日と一致している。

#### 4. 会計処理基準

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

###### ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、製品、商品及び半製品は先入先出法による低価法又は個別法による原価法、仕掛品は移動平均法による低価法又は個別法による原価法、原材料は移動平均法による低価法により評価している。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

提出会社及び国内連結子法人等については定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用している。

在外連結子法人等については主として定額法を採用している。

###### ②無形固定資産

主として定額法を採用している。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ①貸倒り引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

###### ②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

###### ③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため内規による必要額を計上している。

##### (4) ヘッジ会計の方法

為替予約取引に係る評価損益は繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っている。

##### (5) その他の重要な会計方針

###### ①消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

###### ②連結納稅制度の適用

当連結会計年度から連結納稅制度を適用している。

## 5. 連結子法人等の資産及び負債の評価

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっている。

## 6. 連結調整勘定の償却

連結調整勘定は5～15年で均等償却している。ただし、僅少なものは発生年度の損益に計上している。

米国連結子法人等において発生しているのれん代は、米国財務会計基準書第142号に基づき、均等償却を行わず、年一回または減損の可能性を示す事象が発生した時点で、減損の有無について判定している。

### 【会計方針の変更】

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。

これにより税金等調整前当期純利益は59百万円減少している。

### 【連結計算書類に対する注記事項】

1. 有形固定資産の減価償却累計額……………94,290百万円

#### 2. 保証債務等

保証債務……………1,436百万円  
輸出為替手形（信用状なし）割引高……………7,252百万円

#### 3. 1株当たりの当期純利益

1株当たりの当期純利益……………21円40銭

#### 4. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上した。

| 用 途 | 種 類 | 場 所      | 金額(百万円) |
|-----|-----|----------|---------|
| 遊休  | 土地  | 群馬県 吾妻郡他 | 59      |

上記の土地については、現在遊休状態にあり、今後利用計画も無く、地価も著しく下落しているため、減損損失を認識した。

将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグループングをしている。

なお、回収可能価額は正味売却価格より測定しており、不動産鑑定評価またはそれに準ずる方法にて評価している。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年4月26日

東芝テック株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定期社員 公認会計士 長井秀雄 (印)  
業務執行社員  
指定期社員 公認会計士 渡邊秀俊 (印)  
業務執行社員  
指定期社員 公認会計士 志村さやか (印)  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の第2項の規定に基づき、東芝テック株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第81期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い東芝テック株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第81期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年4月27日

#### 東芝テック株式会社 監査役会

監査役(常勤) 宮本照雄 印

監査役(常勤) 中村憲之 印

監査役(常勤) 稲塚寛 印

監査役 加藤雄三 印

(注) 監査役中村憲之及び監査役加藤雄三是、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 資産の部       |         | 負債の部           |         |
|------------|---------|----------------|---------|
| 科目         | 金額      | 科目             | 金額      |
| 流動資産       | 94,182  | 流動負債           | 67,814  |
| 現金及び預金     | 4,515   | 支払手形           | 1,153   |
| グループ預け金    | 34,421  | 買掛金            | 38,578  |
| 受取手形       | 1,318   | 短期借入金          | 1       |
| 売掛金        | 23,616  | 未払金            | 8,341   |
| 製品         | 10,266  | 未払費用           | 6,369   |
| 半製品・仕掛け品   | 2,792   | 未払法人税等         | 464     |
| 原材料・貯蔵品    | 2,106   | 預り金            | 11,800  |
| 繰延税金資産     | 4,210   | その他の           | 1,103   |
| 未収入金       | 10,066  | 固定負債           | 19,506  |
| その他の       | 1,289   | 長期借入金          | 15      |
| 貸倒引当金      | △419    | 退職給付引当金        | 19,412  |
| 固定資産       | 103,632 | 役員退職慰労引当金      | 79      |
| 有形固定資産     | 23,373  | 負債合計           | 87,320  |
| 建物         | 6,827   | 資本の部           |         |
| 構築物        | 479     | 資本目            | 金額      |
| 機械及び装置     | 3,364   | 資本金            | 39,970  |
| 車両及び運搬具    | 19      | 資本剰余金          | 52,986  |
| 工具器具及び備品   | 6,578   | 資本準備金          | 49,183  |
| 土地         | 4,717   | その他資本剰余金       | 3,802   |
| 建設仮勘定      | 1,387   | 資本金及び資本準備金減少差益 | 3,800   |
| 無形固定資産     | 3,543   | 自己株式処分差益       | 2       |
| ソフトウェア     | 2,586   | 利益剰余金          | 19,971  |
| その他の       | 956     | 任意積立金          | 12,716  |
| 投資その他の資産   | 76,716  | 圧縮記帳積立金        | 716     |
| 子会社株式及び出資金 | 54,594  | 別途積立金          | 12,000  |
| 投資有価証券     | 4,563   | 当期未処分利益        | 7,254   |
| 繰延税金資産     | 14,379  | 株式等評価差額金       | 884     |
| 差入保証金      | 1,982   | 自己株式           | △3,318  |
| その他の       | 1,308   | 資本合計           | 110,494 |
| 貸倒引当金      | △112    | 負債及び資本合計       | 197,814 |
| 資産合計       | 197,814 |                |         |

# 損 益 計 算 書

〔自 平成17年4月1日  
至 平成18年3月31日〕

(単位:百万円)

| 科 目                   |                     | 金 額     |         |
|-----------------------|---------------------|---------|---------|
| 經 常 損 益 の 部           | 營 業 収 益             |         | 253,930 |
|                       | 売 上 高               | 253,930 |         |
|                       | 營 業 費 用             |         | 250,211 |
|                       | 売 上 原 価             | 185,034 |         |
|                       | 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 65,176  |         |
|                       | 營 業 利 益             |         | 3,719   |
|                       | 營 業 外 収 益           |         | 7,775   |
| 營 業 外 損 益 の 部         | 受 取 利 息             | 93      |         |
|                       | 受 取 配 当 金           | 6,990   |         |
|                       | そ の 他               | 692     |         |
|                       | 營 業 外 費 用           |         | 2,384   |
|                       | 支 払 利 息             | 14      |         |
|                       | そ の 他               | 2,369   |         |
|                       | 經 常 利 益             |         | 9,111   |
| 特 別 損 益 の 部           | 特 別 損 失             |         | 648     |
|                       | 特 別 退 職 費 用         | 588     |         |
|                       | 減 損 損 失             | 59      |         |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |                     |         | 8,462   |
| 法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅 |                     |         | △207    |
| 法 人 稅 等 調 整 額         |                     |         | 1,703   |
| 当 期 純 利 益             |                     |         | 6,966   |
| 前 期 繰 越 利 益           |                     |         | 1,404   |
| 中 間 配 当 額             |                     |         | 1,116   |
| 当 期 未 処 分 利 益         |                     |         | 7,254   |

## 注記事項

1. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示している。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により

処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び半製品は先入先出法による低価法又は個別法による原価法、仕掛品は移動平均法による低価法又は個別法による原価法、原材料は移動平均法による低価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

無形固定資産

定額法

なお、無形固定資産のうちソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づき、償却を実施している。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による必要額を計上している。なお、当該引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金である。

(5) ヘッジ会計の方法

為替予約取引に係る評価損益は繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っている。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

## (7) 連結納税制度の適用

当営業年度から連結納税制度を適用している。

### 【会計方針の変更】

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。

これにより税引前当期純利益は59百万円減少している。

## 3. 貸借対照表の注記

|                                                              |           |
|--------------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 支配株主に対する短期金銭債権                                           | 266百万円    |
| 支配株主に対する短期金銭債務                                               | 761百万円    |
| (2) 子会社に対する短期金銭債権                                            | 13,828百万円 |
| 子会社に対する長期金銭債権                                                | 34百万円     |
| 子会社に対する短期金銭債務                                                | 25,499百万円 |
| (3) 有形固定資産の減価償却累計額                                           | 59,958百万円 |
| (4) 保証債務等                                                    |           |
| 保証債務                                                         | 9,782百万円  |
| 輸出為替手形（信用状なし）割引高                                             | 21,005百万円 |
| (5) 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額は884百万円である。 |           |

## 4. 損益計算書の注記

|                  |            |
|------------------|------------|
| (1) 支配株主に対する売上高  | 477百万円     |
| 支配株主よりの仕入高       | 1,572百万円   |
| 支配株主との営業取引以外の取引高 | 40百万円      |
| (2) 子会社に対する売上高   | 62,461百万円  |
| 子会社よりの仕入高        | 103,528百万円 |
| 子会社との営業取引以外の取引高  | 8,077百万円   |
| (3) 研究開発費の総額     | 26,322百万円  |
| (4) 1株当たりの当期純利益  | 24円84銭     |
| (5) 減損損失         |            |

当営業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上した。

| 用 途 | 種 類 | 場 所      | 金額(百万円) |
|-----|-----|----------|---------|
| 遊休  | 土地  | 群馬県 吾妻郡他 | 59      |

上記の土地については、現在遊休状態にあり、今後利用計画も無く、地価も著しく下落しているため、減損損失を認識した。

将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしている。

なお、回収可能価額は正味売却価格により測定しており、不動産鑑定評価またはそれに準ずる方法にて評価している。

## 利益処分案

(単位：円)

| 摘要                  | 金額                        |
|---------------------|---------------------------|
| 当期未処分利益             | 7,254,521,062             |
| 圧縮記帳積立金取崩額          | 24,074,755                |
| 計                   | 7,278,595,817             |
| これを次のとおり処分します。      |                           |
| 利益配当金<br>1株につき5円    | 1,395,012,055             |
| 役員賞与金<br>(内、監査役賞与金) | 34,000,000<br>(9,000,000) |
| 別途積立金               | 2,000,000,000             |
| 次期繰越利益              | 3,849,583,762             |

# 会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年4月26日

東芝テック株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定期社員 公認会計士 長井秀雄印  
業務執行社員  
指定期社員 公認会計士 渡邊秀俊印  
業務執行社員  
指定期社員 公認会計士 志村さやか印  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、東芝テック株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31までの第81期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めてい。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第81期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。

また、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年4月27日

### 東芝テック株式会社 監査役会

|         |         |   |
|---------|---------|---|
| 監査役(常勤) | 宮 本 照 雄 | ㊞ |
| 監査役(常勤) | 中 村 憲 之 | ㊞ |
| 監査役(常勤) | 稻 塚 寛   | ㊞ |
| 監査役     | 加 藤 雄 三 | ㊞ |

(注) 監査役中村憲之及び監査役加藤雄三是、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

### 1. 総株主の議決権の数

276,706個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第81期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（28頁）に記載のとおりであります。

当社は、利益配分については、安定的配当の継続を念頭に、当期及び今後の業績、事業環境等を総合的に勘案して行うこととし、内部留保金については、今後の事業拡大を図るための研究開発投資、設備投資等に有効活用することとしております。

期末の利益配当金につきましては、上記の基本方針に基づき、前期に比べ1円増配の1株につき5円といたしたいと存じます。この結果、当期の年間配当金は、中間配当金と合わせ、前期に比べ1円増配の1株当たり9円となります。

また、役員賞与金につきましては、当期の業績等を考慮して、取締役7名及び監査役3名に対して34百万円（うち、監査役分9百万円）を支給いたしたいと存じます。

（注）役員賞与金には、期中に退任した取締役1名に対するものを含めております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

(議案の要領)

### (1) 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、会社法及び整備法に基づき、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 当社は、現行の当社機関については、意思決定、業務執行、業務執行の監督・監視など、期待される役割を發揮しているものと判断いたしております。従いまして、現行と同様の機関を置く旨の規定を新設するものであります。〔定款変更案第4条〕
- ② インターネットを活用して、より迅速かつ効率的に会社情報を発信することを企図して、公告方法を電子公告に改めるために、所要の変更を行うものであります。〔定款変更案第5条〕
- ③ 株券を発行する旨の規定を新設するものであります。〔定款変更案第7条〕
- ④ 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を制限する旨の規定を新設するものであります。〔定款変更案第9条〕
- ⑤ 株主名簿管理人を置く旨を定めるため、所要の変更を行うものであります。〔定款変更案第12条〕
- ⑥ インターネットを活用して、より迅速かつ効率的に株主総会関係情報を発信することを企図して、株主総会参考書類等をインターネットで開示、提供できる旨の規定を新設するものであります。〔定款変更案第16条〕
- ⑦ 社外監査役が期待される役割を十分に發揮できるとともに、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。〔定款変更案第31条〕
- ⑧ 機動的な配当政策及び資本政策を実施するため、期末配当及び中間配当、自己株式の取得等を取締役会において定めることができる旨の規定を新設するものであります。〔定款変更案第33条〕
- ⑨ 規定全般の整備を図るために所要の変更を行うものであります。
- ⑩ その他、条文の加除に伴う条数の変更など、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                          | 変 更 案                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                          | 第1章 総 則                                                                                   |
| (商号)<br>第1条 当会社は、東芝テック株式会社と称し、英文では TOSHIBA TEC CORPORATIONと表示する。 | (商号)<br>第1条 <現行どおり>                                                                       |
| (目的)<br>第2条 営業の目的は次のとおりとする。<br>1. } <条文省略><br>14. }              | (目的)<br>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. } <現行どおり><br>14. }                                |
| (本店)<br>第3条 本店を東京都品川区に置く。                                        | (本店の所在地)<br>第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。                                                        |
| <新設>                                                             | (機関)<br>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. 監査役<br>3. 監査役会<br>4. 会計監査人        |
| (公告)<br>第4条 公告は、東京都において発行する日本経済新聞にこれを掲載する。                       | (公告方法)<br>第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 |
| 第2章 株 式                                                          | 第2章 株 式                                                                                   |
| (発行する株式の総数)<br>第5条 発行する株式の総数は10億株とする。                            | (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、10億株とする。                                                  |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (自己株式の取得)<br><u>第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>                                                                                     | <削除>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <新設>                                                                                                                                                               | (株券の発行)<br><u>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u>                                                                                                                                                                                                                       |
| ( <u>1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u> )<br>第 <u>7</u> 条 <u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u><br>当会社は、 <u>1単元の株式の数に満たない株式</u> （以下単元未満株式という）に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 | ( <u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u> )<br>第 <u>8</u> 条 <u>当会社の単元株式数は、1,000株とする。</u><br>当会社は、 <u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> 但し、株式取扱規則に定めるところについては、 <u>この限りではない。</u>                                                                                               |
| <新設>                                                                                                                                                               | ( <u>単元未満株式についての権利</u> )<br><u>第9条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u><br><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u><br><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u><br><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u><br><u>4. 次条に定める請求をする権利</u> |
| ( <u>単元未満株式の買増し</u> )<br><u>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき</u>数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u>                     | ( <u>単元未満株式の買増し</u> )<br><u>第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u>                                                                                                                                           |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(基準日)</p> <p><u>第9条 每年3月31日の最終の株主名簿</u><br/> <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載又は記録ある株主をもって、その期の定時株主総会において権利行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項及び本定款に別段の定めがある場合のほか、必要がある場合にはあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録質権者をもって、その権利行使すべき株主又は登録質権者とすることができる。</u></p> | <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p>                                                                                                                                                                                                |
| <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条 株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主等に関する諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、手数料その他株式に関する取扱は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議をもって定める株式取扱規則による。</u></p>                                                                        | <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>                                                                                                                                                     |
| <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第11条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>当会社の株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>      | <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 株 主 総 会                                                                                                               | 第3章 株 主 総 会                                                                                                                                                   |
| (定時株主総会)<br>第12条 定時株主総会は毎年6月に <u>開催する。</u>                                                                                | (招集)<br>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に <u>これを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u>                                                                                       |
| <新設>                                                                                                                      | (定時株主総会の基準日)<br>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。                                                                                                          |
| (招集権者)<br>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがあるときを除き、取締役会の決議に基づき取締役社長（以下単に社長という）がこれを招集する。但し、社長に差支えあるときは、取締役会の決議をもって定めた順位に従い他の取締役がこれに代わる。 | (招集権者及び議長)<br>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。                                   |
| (議長)<br>第14条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。但し、社長に差支えがあるときは、前条但書の規定を準用する。                                                             | <削除>                                                                                                                                                          |
| <新設>                                                                                                                      | (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。 |
| (決議方法)<br>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めあるときを除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。                                                       | (決議方法)<br>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。                                                                             |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (議決権の代理行使)<br>第16条 株主又はその法定代理人が代理人により議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。                     | (議決権の代理行使)<br>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。<br>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。                   |
| 第4章 取締役及び取締役会<br>(定員)<br>第17条 取締役は15名以内とする。                                                            | 第4章 取締役及び取締役会<br>(員数)<br>第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。                                                                                   |
| (選任方法)<br>第18条 取締役を選任する株主総会には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。<br>取締役の選任決議は累積投票によらない。                       | (選任方法)<br>第20条 取締役は、株主総会において選任する。<br>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 |
| (任期)<br>第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。<br>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。 | (任期)<br>第21条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                                                                  |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会招集権者、招集通知及び議長)</p> <p><u>第20条 取締役会は取締役会長（以下単に会長という）がこれを招集する。但し、会長に欠員又は差支えあるときは、社長がこれに当り、会長及び社長共に差支えあるときは取締役会の決議をもって定めた順位に従い他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>取締役会の招集通知は会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。</u></p> <p><u>但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>取締役会の議長は、会長がこれにあたる。但し、会長に欠員又は差支えあるときは、第1項但書の規定を準用する。</u></p> | <削除>                                                                                                                                                                                    |
| <p>(役付取締役)</p> <p><u>第21条 取締役会の決議により、会長及び社長各1名を選任することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                         | <削除>                                                                                                                                                                                    |
| <p>(代表取締役)</p> <p><u>第22条 取締役会の決議により、代表取締役若干名を選任する。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                | <削除>                                                                                                                                                                                    |
| <新設>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、その他の役付取締役若干名を定めることができる。</u></p>                                                  |
| <新設>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <新設>                                                                                                                                                                                                                                        | <p>(取締役会の招集通知)<br/> <u>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>                                                                   |
| (相談役)<br>第23条 取締役会の決議により、相談役を置くことができる。                                                                                                                                                                                                      | (相談役)<br>第25条 取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。                                                                                                                                                                                                |
| (取締役の責任免除)<br>第24条 当会社は、商法第266条第12項の規定により、 <u>取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u><br><br>当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、 <u>同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> | (取締役の責任免除)<br>第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br><br>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> |
| 第5章 監査役及び監査役会                                                                                                                                                                                                                               | 第5章 監査役及び監査役会                                                                                                                                                                                                                            |
| (定員)<br>第25条 監査役は5名以内とする。                                                                                                                                                                                                                   | (員数)<br>第27条 当会社の監査役は <u>5名以内</u> とする。                                                                                                                                                                                                   |
| (選任方法)<br>第26条 監査役を選任する株主総会には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。                                                                                                                                                                                   | (選任方法)<br>第28条 監査役は、株主総会において選任する。<br><br>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 <u>その議決権の過半数をもって行う。</u>                                                                                                                        |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (任期)<br>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。<br>補欠のため選任された監査役の任期は退任監査役の任期の満了すべき時までとする。 | (任期)<br>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。                                                                                         |
| (監査役会招集通知)<br>第28条 監査役会の招集通知は会日の3日前に各監査役に対して発する。但し、監査役会は各監査役の同意あるときは招集の手続きを経ないで開くことができる。         | (監査役会の招集通知)<br>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。                                                                                     |
| (監査役の責任免除)<br>第29条 当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。    | (監査役の責任免除)<br>第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。 |
| 第6章 計 算                                                                                          | 第6章 計 算                                                                                                                                                                                                               |
| (決算期)<br>第30条 決算期は、毎年3月31日とする。                                                                   | (事業年度)<br>第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。                                                                                                                                                                     |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(利益配当)</p> <p><u>第31条 利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録質権者に対し定時株主総会終結後これを支払う。</u></p>                                                | <削除>                                                                                                                                         |
| <p>(中間配当)</p> <p><u>第32条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録質権者に対し、金銭の分配（以下中間配当という）をすることができる。</u></p>                             | <削除>                                                                                                                                         |
| <新設>                                                                                                                                    | <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>                     |
| <新設>                                                                                                                                    | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u><br/> <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u><br/> <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当ができる。</u></p> |
| <p>(配当金等の除斥期間等)</p> <p><u>第33条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、会社はその支払義務を免れる。</u><br/> <u>未払の利益配当金及び中間配当金については利息をつけない。</u></p> | <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>                                              |

### 第3号議案 取締役全員任期満了につき7名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)               | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ①     | 前田 義廣<br>(昭和23年<br>10月16日生) | 昭和46年4月 東京芝浦電気株式会社入社<br>平成10年1月 同社パーソナル情報機器事業本部海外パソコン事業部長<br>平成11年10月 東芝アメリカ情報システム社 社長<br>平成13年4月 株式会社東芝 デジタルメディアネットワーク社 副社長<br>平成13年6月 当社取締役<br>平成15年5月 取締役、社長付<br>平成15年6月 代表取締役取締役社長、社長執行役員(現在)                                                                   | 21,000株    |
| ②     | 里深 哲郎<br>(昭和22年<br>3月9日生)   | 昭和44年4月 当社入社<br>平成9年6月 流通情報システム事業部営業推進統括部長<br>平成11年6月 執行役員、流通情報システムカンパニー営業推進統括部長<br>平成12年6月 常務執行役員、流通情報システムカンパニー営業担当、同営業推進統括部長<br>平成13年4月 常務執行役員、流通情報システムカンパニー社長<br>平成13年6月 代表取締役、専務執行役員、流通情報システムカンパニー社長(現在)                                                        | 11,123株    |
| ③     | 麻田 治男<br>(昭和23年<br>1月2日生)   | 昭和47年4月 東京芝浦電気株式会社入社<br>平成8年6月 同社関西研究所長<br>平成11年4月 同社研究開発センター研究企画室グループ参事<br>平成12年4月 当社入社、技術本部長付<br>執行役員、技術本部長<br>平成12年6月 取締役、執行役員、技術本部長<br>平成14年6月 取締役、常務執行役員、技術本部長兼経営変革推進本部長<br>平成16年6月 取締役、常務執行役員、技術本部長兼イノベーション推進本部長<br>平成18年4月 取締役、常務執行役員、技術本部長兼イノベーション推進本部長(現在) | 20,000株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ④     | 牛山和昭<br>(昭和28年<br>1月19日生) | 昭和50年4月 東京芝浦電気株式会社入社<br>平成8年4月 同社画像情報機器事業部グループ画像情報機器海外生産担当グループ長<br>平成9年6月 東芝カナダ社 社長<br>平成13年10月 当社入社、画像情報通信カンパニー社長付<br>平成14年1月 画像情報通信カンパニー海外市販営業統括部長兼同特販営業統括部長<br>平成16年6月 執行役員、画像情報通信カンパニー海外市販営業統括部長兼同特販営業統括部長<br>平成17年6月 取締役、常務執行役員、画像情報通信カンパニー社長（現在）                       | 3,000株     |
| ⑤     | 菊池祥泰<br>(昭和25年<br>4月30日生) | 昭和48年4月 東京芝浦電気株式会社入社<br>平成4年6月 東芝ヨーロッパ社 副社長<br>平成10年6月 株式会社東芝 電子部品・材料事業本部電子部品・材料経理部長<br>平成13年10月 同社財務部グループ管理担当グループ長<br>平成15年6月 当社入社、専務執行役員付<br>平成15年6月 執行役員、経理部長<br>平成16年6月 取締役、執行役員、経理部長兼経営監査部長（現在）                                                                         | 13,000株    |
| ⑥     | 能仲久嗣<br>(昭和22年<br>1月11日生) | 昭和45年4月 東京芝浦電気株式会社入社<br>平成11年10月 同社デジタルメディア機器社海外ハソコン事業部長<br>平成13年4月 東芝アメリカ情報システム社 社長<br>平成15年4月 株式会社東芝 デジタルメディアネットワーク社 副社長<br>平成15年6月 同社執行役常務、デジタルメディアネットワーク社 副社長<br>平成15年6月 当社 社外取締役（現在）<br>平成17年4月 株式会社東芝 執行役常務、P C & ネットワーク社 社長<br>平成17年6月 同社執行役上席常務、P C & ネットワーク社 社長（現在） | 3,000株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ⑦     | 齋 藤 修<br>(昭和24年<br>3月27日生) | 昭和46年4月 当社入社<br>平成5年10月 流通情報システム事業部総務部長<br>平成6年10月 勤労部給与福祉担当部長<br>平成14年6月 総務部次長兼人事教育担当グループ<br>長<br>平成16年5月 総務部長<br>平成17年6月 執行役員、総務部長（現在） | 1,000株     |

- (注) ①各候補者は、当社と特別の利害関係はありません。  
 ②能仲久嗣氏は、社外取締役の候補者であります。  
 ③東京芝浦電気株式会社は、現在の株式会社東芝であります。

#### 第4号議案 標欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役 中村憲之氏及び加藤雄三氏の補欠の社外監査役として、補欠監査役1名を選任いたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 堀 岡 弘 嗣<br>(昭和28年<br>6月7日生) | 昭和52年4月 東京芝浦電気株式会社入社<br>平成3年4月 同社勤労部グループ勤労企画担当課長<br>平成15年4月 芝浦メカトロニクス株式会社 取締役<br>総務部長<br>平成17年4月 株式会社東芝 電力・社会システム社<br>総務部長<br>平成18年4月 同社グループ経営部長（現在） | 0株         |

- (注) ①候補者は、当社と特別の利害関係はありません。  
 ②東京芝浦電気株式会社は、現在の株式会社東芝であります。

## 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役 平田昌弘氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の基準に従い、従来の慣例を勘案のうえ相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名   | 略歴                                             |
|------|------------------------------------------------|
| 平田昌弘 | 平成14年6月 当社取締役、常務執行役員<br>平成16年6月 取締役、専務執行役員（現在） |

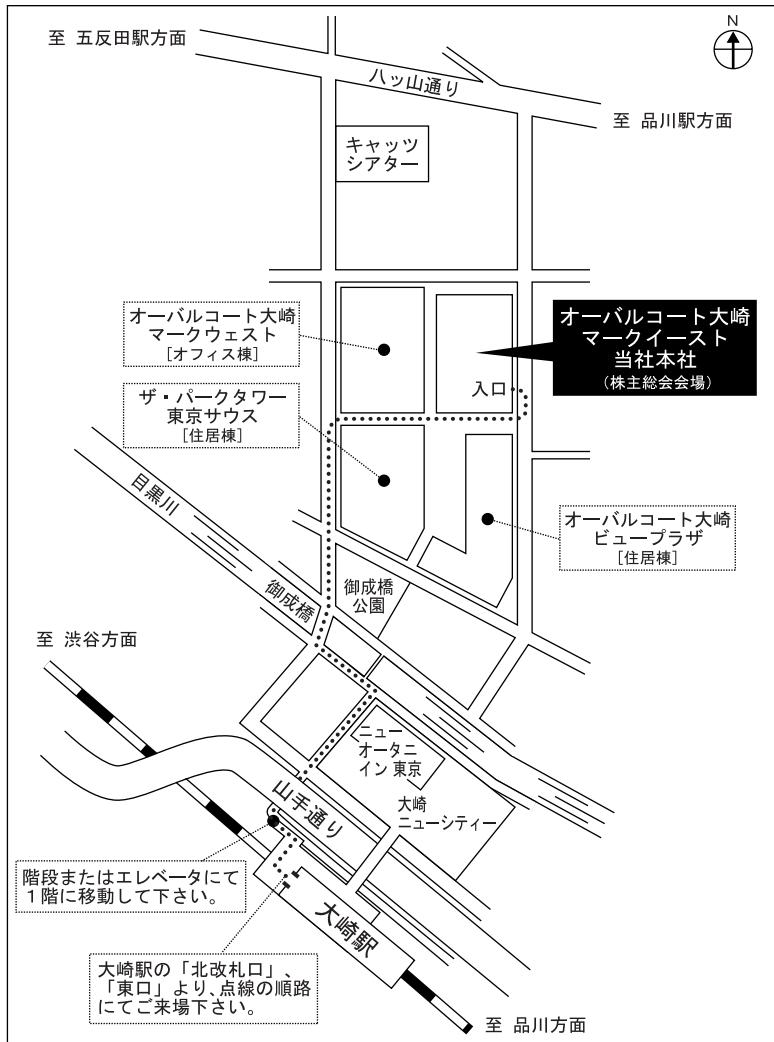
以上

メモ欄

メモ欄

## 株主総会会場ご案内図

東京都品川区東五反田二丁目17番2号  
オーバルコート大崎 マークイースト  
当社本社 2階 会議室



### 交通機関

- ・JR 山手線、埼京線、湘南新宿ライン
- ・東京臨海高速鉄道りんかい線
- 大崎駅 (北改札口 東口) 徒歩6分

(お願い) 当日ご出席の際は、お車でのご来場はご遠慮下さい。

株主総会に関するお問合せ先  
総務部 電話 (03) 6422-7000 (大代表)